

水産物部関係団体各位

札幌市中央卸売市場
市場長 片貝 太

新型コロナウイルス感染防止に係る取引方法等の変更期間延長について

平素より、当市の市場行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当市場の新型コロナウイルス感染防止対策については、これまで卸売場でのマスク等着用義務化や取引方法の変更(せり取引を入札又は相対取引へ変更)などの対策を講じてきたところです。

水産物部の取引方法については、市内の感染状況や本市感染症対策本部の方針などを踏まえて、現在は「まぐろ」のみせり取引を行っていましたが、5月29日(土)をもって取引方法の変更期間が終了することから、今後の取引方法等について水産物部関係団体と協議を行ったところです。

つきましては、5月16日に緊急事態宣言が発令され予断を許さない状況にあることなどから、引き続き感染リスクを下げる手立てを徹底したうえで、現行の取引方法を下記のとおり延長することといたします。

水産物部市場関係団体の皆様におかれましては、諸般ご賢察のうえ、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 取引方法変更の期間延長について

現行の取引方法(「まぐろ」はせり取引、それ以外は入札又は相対取引)を、5月31日(月)から6月26日(土)まで延長することとする。

※ 但し、感染の状況によっては期間を短縮もしくは再延長する場合があります。

2 まぐろ売場への入場制限等について

- (1) 卸売業者：せり人、マイク(フェイスシールド又はマスクを着用)、
確認書記載者、卸売業者の責任者とする。
- (2) 仲卸業者：せり取引に参加する者と自社の札を入れる者のみとする。
- (3) 小売業者：せり取引に参加する売買参加者(1名)のみとする。
- (4) 仲卸組合：統括1名
- (5) 密集・密接状態を避けるため、上記(1)(2)(3)又は(4)以外の者はせり開始から
終了まで、まぐろ売場への入場を禁止する。
- (6) せりに参加する者は、密集状態にならないよう一定の距離を保つこと。
- (7) せり終了後に、まぐろ売場へ入場する際はなるべく密集状態を作らないとともに近距離
で会話をしない。

3 遵守事項等について

- (1) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者等は卸売場に入場する場合は、帽子及び標識、マ
スクを着用する。守られない場合は、卸売場に入場することはできないものとする。
また、繰り返し注意しても守られない方については、処分も含めて対応します。

- (2) 食品の汚染防止のため、素手で直に生鮮食料品に触れないようお願いします。
- (3) 卸売場での飲食（試食を含む。）を禁止する。水分補給は卸売場以外で行ってください（夏季となりますので、熱中症には十分にご注意いただき、こまめに水分補給を行ってください。）。また、店舗等での試食については、慎重に判断していただき、提供される場合は、衛生上の細心の注意を払ってください。
- (4) 入場前には各社において検温を済ませてください。発熱、せきなどの症状がある方は、入場させず、休ませるなどの対応をお願いいたします。